

添付法令資料 1 :

韓国信用協同組合法 (目次)

2025 年 1 月 21 日法律第 20715 号により一部改正 2025 年 4 月 22 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 6 条)
第 2 章	組合
第 1 節	設立 (第 7 条ないし第 10 条)
第 2 節	組合員及び出資 (第 11 条ないし第 22 条)
第 3 節	機関 (第 23 条ないし第 38 条)
第 4 節	事業 (第 39 条ないし第 45 条の 3)
第 5 節	会計 (第 46 条ないし第 53 条)
第 6 節	解散・分割及び合併 (第 54 条及び第 55 条)
第 7 節	清算 (第 56 条ないし第 60 条)
第 3 章	中央会
第 1 節	設立及び出資 (第 61 条ないし第 67 条)
第 2 節	機関 (第 68 条ないし第 77 条)
第 3 節	事業 (第 78 条ないし第 80 条)
第 4 節	信用協同組合預金者保護基金 (第 80 条の 2 ないし第 80 条の 7)
第 5 節	会計 (第 81 条及び第 82 条)
第 4 章	監督 (第 83 条ないし第 90 条)
第 5 章	補則 (第 91 条ないし第 98 条)
第 6 章	罰則 (第 99 条ないし第 101 条)
附則	